



先延ばしにしていること、ないですか？

先日、祖父が夜中に喘息の発作を起こして救急車沙汰になったことがありました。呼吸が苦しい中「これはもうダメかもしれない」と祖父が思ったそのとき、祖父の脳裏によぎったこととは・・・「しまった！遺言状のあの部分を書き換えていない！」

先延ばし① ～遺言内容の更新～

遺言状を書いたことがある方へ質問です。その遺言状はいつ書かれたものでしょうか？

遺言とは、故人の最終の意思表示で尊重すべきものとされており、その効力は法定相続より優先されます。しかし、それは生前の一時点で書かれたもの。内容が最新でないこともしばしばです。例えば、預貯金口座の残高が大きく変動していて、各相続人へ渡したい金額と乖離してしまっていたり、過去に保有していた株式を売却していたり、住まいを持ち家からマンションへ住み替えていたり・・・遺言に書かれていた財産が既に無ければ、その財産についての遺言事項は無効となり、逆に遺言に書かれていない新しい財産があれば、その財産については遺産分割協議が必要となります。

万が一の時、内容の古い遺言が出てきてしまうことのないよう、一年に一度、定期的に遺言内容を見直す日を設けてみてはいかがでしょうか。

先延ばし② ～生命保険～

人が亡くなった時に、その人が掛けていた生命保険金があることがありますが、それを受け取る人は生命保険契約上の「受取人」に指定された方となります。

「相続人」でなくても「受取人」に指定された方を受け取る権利があるため、うっかり受取人変更手続きを忘れたままの保険がないか、「受取人」はその保険金を渡したい人になっているかどうか、保険証券で改めて確認しましょう。受取人以外の方が保険金を受け取ってしまうと、贈与とみなされるリスクがあるため注意が必要です。

また、生命保険金は、生命保険会社から自動的に



振り込まれるものではなく、受取人が生命保険会社に請求して初めて受け取れるお金なので、保険を掛けている保険会社がどこかわからないと、保険の請求が遅れたり、最悪の場合気付かないまま放置されてしまう恐れがあります。せっかく受取人のために準備した保険ですので、スムーズに受け取れるよう、保険証券を決まった場所にまとめておくことをお勧めします。

先延ばし③ ～相続税対策～

相続税対策には色々な種類があり、相続直前でも効果を発揮するものもあれば、時間をかけて行わないと効果を発揮しないものもあります。例えば、お墓（非課税財産）を生前中に購入しておく事などは相続直前でも出来ることですが、お金を子へ贈与する事などは少なくとも相続開始から逆算して3年以上の時間をかけて行わなければ相続税対策として効果を発揮しません。いよいよという時に考え始めても、選択肢に限りが出てしまうのです。

また、どんな対策を行うにしても、本人に判断能力があることが大前提です。つまり、先延ばしにしたまま、本人が認知症などで判断能力を失ってしまった場合には、その先贈与や建築投資、養子縁組などの数々の対策が不可能となります。また、亡くなった本人ではなく、配偶者に判断能力がない場合には、その後の遺産分割協議に支障が出ることもあります。2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると言われている時代ですので、症状が出る前に遺言や任意後見などを検討しておきましょう。

先延ばしにしない！

冒頭の祖父の話は、回復した今だからこそ笑い話となりましたが、本当に万が一の時は悔やみきれない事態になりかねません。人は老いも若きも、明日自分に何が起るかはわからないものです。心当たりのある方は「まだ元気だし、大丈夫だろう」と放っておかず、定期的な見直しとその時点での現状把握を行っていきましょう。まず何から始めればいいのかわからず漠然としているという方でも、お気軽に朝日税理士法人へご相談ください。

(文責：菊永奈津姫)

